

## 公開の会議の傍聴に係る順守事項

- 1 会議の傍聴をされる人（以下「傍聴人」）は、次の事項を守らなければなりません。
  - （1）言論に対して批評を加え、または拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
  - （2）騒ぎ立てるなど議事を妨害しないこと。
  - （3）帽子、外套などの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、附属機関の長の許可を得た場合は、この限りではありません。
  - （4）飲食または喫煙をしないこと
  - （5）談笑し、みだりに席を離れないこと
  - （6）携帯電話などの電源は必ず切っておくこと
  - （7）その他、会場の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。
  - （8）写真、ビデオカメラ、テープレコーダー等の撮影、録音をしないこと。ただし、報道関係者などの場合で附属機関の長の許可を得た場合は、この限りではありません。
  
- 2 次の各号に掲げる場合には、傍聴人は速やかに退場しなければなりません。
  - （1）傍聴人が上記の順守事項に違反し、附属機関の長が退場を命じたとき
  - （2）附属機関の長が、非公開であることを宣言し、傍聴人に退場を命じたとき
  
- 3 傍聴人は、すべて担当の係員の指示に従わなければなりません。
  
- 4 なお、次のいずれかに該当する人は、会議の傍聴をすることはできません。
  - （1）銃器、棒、その他 人に危害を加え、または迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
  - （2）張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
  - （3）鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者
  - （4）笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
  - （5）酒気を帯びていると認められる者
  - （6）乳幼児を同伴する者。ただし、附属機関の長の許可を得た場合はこの限りではありません。
  - （7）その他、議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者